

コーポレートガバナンスコード原則4-8及び4-14実態調査（監査懇話会会員企業）

企業名	取締役 人数	独立社 外取締 役人数	基本原則4	
			原則4-8(独立社外取締役の有効な活用) 非業務執行役員間の情報交換	原則4-14(取締役・監査役のトレーニング)
D社	13	6	取締役13名中6名が社外取締役 6名全員が独立役員 非業務執行役員間の情報交換については記載なし。	研修実施
E社	11	4	逐条型で公表 ・独立社外取締役を構成員とする会合を定期的に開催 ・業務執行取締役との連絡・調整や監査等委員会との連携にあたり、筆頭独立社外取締役を選定	研修実施
F社	8	2	原則4-8につき具体的記載なし。	研修実施 JFEグループ全体での役員研修に参加 常勤と社外で区分け
G社	14	2	原則4-8につき具体的記載なし。	CG基本方針に記載 研修実施
H社	10	2	独立社外取締役は2名 社外取締役、監査役および社外監査役で構成するミーティングを2回実施した。(平成29年1月期)	自己研鑽しており、トレーニングにつき必要ある場合には支援している。
I社	17	2	独立社外取締役2名選任 非業務執行役員間の情報交換については記載なし。	就任後3ヶ月以内に外部セミナー参加及びトレーニング受講を義務付ける。
J社	11	2	原則4-8につき具体的記載なし。	CG基本方針に記載 研修実施
K社	11	0	実施していない。 独立社外取締役を選任していない。 グローバルベースで自動車業界を熟知している社外取締役2名は充分機能しており当該社外取締役を以って独立社外取締役の有効な活用という観点において充足している。	研修実施
L社	10	1	独立社外取締役1名選任。 原則4-8での2名を充足していないが、十分責務を果たしている。 監査役により法令上与えられた権限行使が随時なされていることから、現体制で十分に経営の監視・監督は機能しており、現時点では社外取締役を増員する必要なしと考えている。 会社を取り巻く環境の変化により、独立社外取締役を増員する必要が生じれば候補者の選任検討。 筆頭独立社外取締役は指名していないが、複数となった時点で検討。(補充原則4-8-2)	取締役・監査役に対して必要なトレーニングの機会を当社費用で提供。
M社	8	2	独立社外取締役2名選任 取締役会の実効性向上に貢献している。	研修実施
N社	12	5	取締役12名中5名が社外取締役 経営のチェック機能向上およびより透明性の高い経営監督体制の整備に尽力している。	取締役及び執行役就任前から研修を実施している。

コーポレートガバナンスコード原則4-8及び4-14 実態調査(未実施企業)

企業名	取締役 人数	独立社 外取締 役人数	基本原則4	
			原則4-8(独立社外取締役の有効な活用) 非業務執行役員間の情報交換	原則4-14(取締役・監査役のトレーニング)
X社	8	5	独立社外者のみを構成員とする会合を設置していない。(補充原則4-8-1)	研修実施 研修内容の具体的な記載
			【理由】	
			・社外取締役を5名も選任しており、発言し易い環境にある。	
			・独立社外者のみを構成員とする会合の設置が独立性を阻害する可能性がある。	
U社	7	4	・重要会議の議事録・報告書を同等の分量・内容で提供しており認識の共有は十分である。	いわゆる”トレーニング”の必要性ない 各取締役・各監査役はその能力、経験及び知識が職務遂行にふさわしい人材でありトレーニングを行う必要はないと考えている。
			取締役7名中4名が独立社外取締役	
			取締役会において十分責務を果たしており、独立社外取締役のみを構成員とする会合予定なし。	
			(補充原則4-8-1)	
Y社	12	2	社外取締役との連携が十分図られているので「筆頭独立取締役」を置く予定なし。	取締役・監査役ならびに執行役員に対するトレーニングについては、その内容、スケジュールを再検討し、第三者機関による研修なども含めて実施してまいります。(実施していない)
			(補充原則4-8-2)	
			社外役員、常勤監査役、代表取締役を構成員とするミーティングを定期的 to 開催し、独立した客観的な立場に基づく情報交換や会社側への提言を受けている。	
			独立社外役員のみを構成員とする会合の開催予定ないが、社外役員から開催要望があればこれを妨げない。(補充原則4-8-1)	
Z社	9	6	社外役員とのするミーティングを定期的 to 開催し、コミュニケーションに努めており、特段筆頭独立社外取締役などの体制整備の必要はないと認識している。(補充原則4-8-2)	各取締役・執行役へのトレーニングの機会の提供・斡旋等に係る対応の取締役会による確認は実施しておりません。今後の対応については引き続き検討します。
			ガイドライン第14条(取締役会)参照・・・実施している。	
			社外取締役のみで構成するエグゼクティブセッション(取締役評議会)を設置する。	
AA社	9	1	独立社外取締役1名選任。	取締役・監査役が「会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を習得する機会」及び「取締役・監査役に求められる役割と責務を十分に理解する機会」を認識し、必要に応じて随時、トレーニングを行うこととしています。 現時点では、外国籍非常勤の取締役等の対応のこともあり、検討中の段階です。
			原則4-8での2名を充足していないが、十分責務を果たしている。	
			監査役により法令上与えられた権限行使が随時なされていることから、現体制で十分に経営の監視・監督は機能しており、現時点では社外取締役を増員する必要なしと考えている。	
			会社を取り巻く環境の変化により、独立社外取締役を増員する必要が生じれば候補者の選任検討。	